

有事の際に危険物の取り扱いを行う予定のある事業者の皆様
災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続きについて

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

消防法令で定められた数量（指定数量）以上の危険物は、羽島市の許可を受けた危険物施設以外での貯蔵・取扱いが禁止されています。

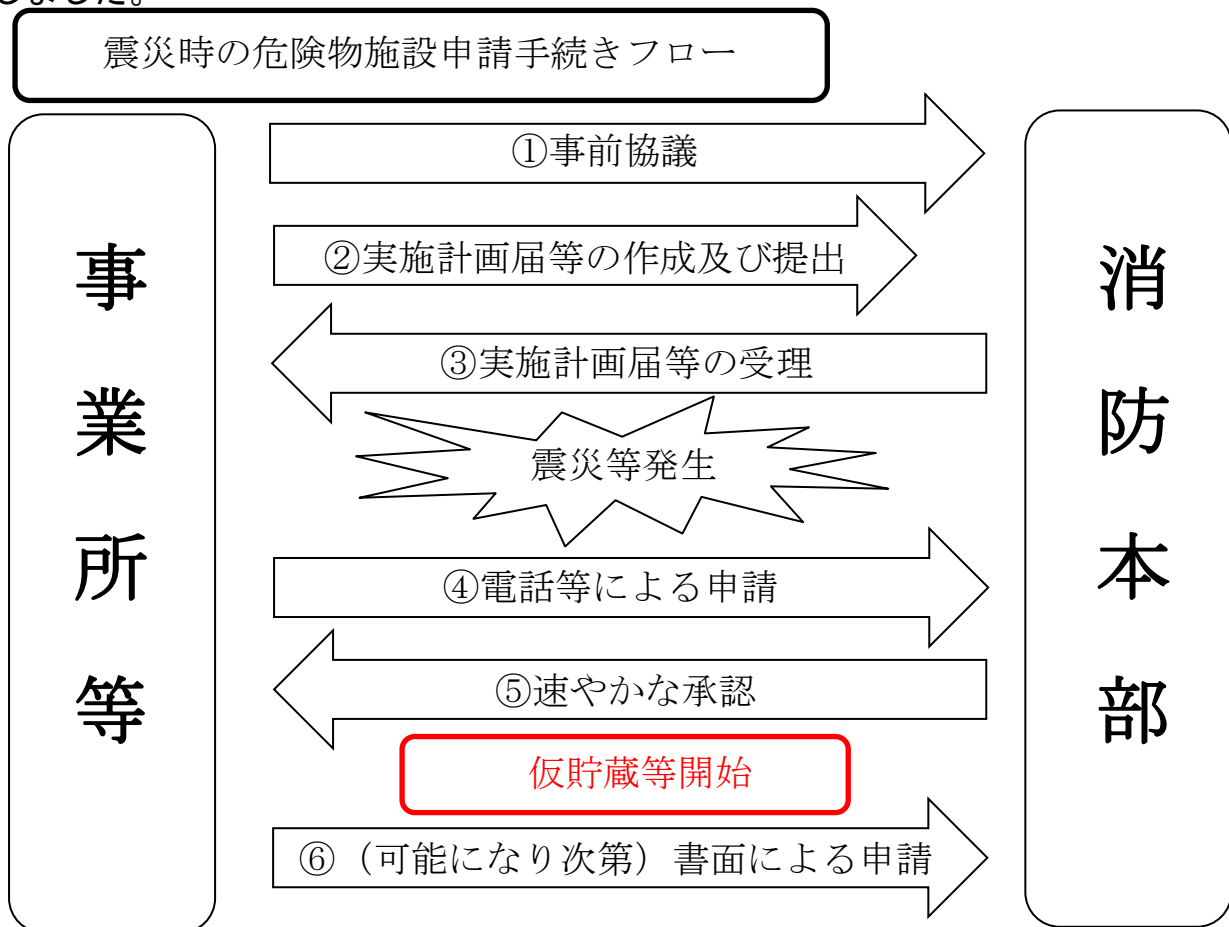
ただし、消防長の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な危険物の貯蔵・取扱い（以下「仮貯蔵等」といいます。）を行うことができます。

2 東日本大震災では・・・

東日本大震災では、ガソリンスタンド等の危険物を取り扱う施設が大きな被害を受けたことや道路の寸断等により、ドラム缶等から手動ポンプを使用した給油作業や、避難所等での仮貯蔵等が数多く行われました。その際、安全性を確保しつつも、迅速な仮貯蔵等の手続きが求められました。

3 震災時における手続きの迅速化について

羽島市消防本部では、事前に安全対策や必要な資機材の準備方法等を定めた実施計画を策定し、提出することで災害時に電話連絡等で仮貯蔵等の承認を受けることができることとしました。



詳細は下記までお問い合わせください
羽島市消防本部予防課（058）392-2601（代表）